



第4期 令和7年度 ≫ 令和11年度 四万十市地域福祉計画

shimanto city community welfare plan



みんなで創る やすらぐ未来

いきいきと暮らせる四万十市



令和7年3月

四 万 十 市

社会福祉 法人 四万十市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	5
4	計画の策定方法	5

第2章 四万十市の現状と課題

1	人口及び世帯の状況	6
2	高齢者の状況	7
3	障害児者等の状況	7
4	子ども・子育て世帯の状況	8
5	地区の状況	8

第3章 基本理念と取組の方向性

1	基本理念	9
2	基本方針	9
3	計画の体系	10
	基本方針1 支え合いの関係づくり	11
	重点目標1 福祉理念と福祉教育の推進	11
	重点目標2 支え合い関係の強化	13
	基本方針2 暮らしを支える地域福祉の仕組みづくり	17
	重点目標1 権利擁護の推進	17
	重点目標2 多様な主体の参画促進	22
	基本方針3 地域福祉を支えるつながりづくり	26
	重点目標1 包括的な支援体制の整備	26
	重点目標2 暮らしを守る防災・防犯の推進	34

第4章 計画の推進

1	計画の推進体制	37
2	計画の評価と見直し	37

資料編

1	市民アンケート結果	38
2	中学生アンケート結果	49
3	四万十市地域福祉計画運営協議会条例・委員名簿	52

はじめに

少子高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々の生活上の課題は、様々な分野の課題が絡みあって「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。さらには、地域福祉活動の担い手が不足し、地域における支え合いの基盤が弱まってきています。

このような中、本市におきましては、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、市民アンケート結果などを基に、福祉分野の上位計画である「第4期地域福祉計画」を策定いたしました。

第4期地域福祉計画では、第3期地域福祉計画に引き続き、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定し、行政と社協が連携し、効果的・効率的に地域福祉の推進を図っていくことにしています。また、新たに重層的支援体制整備事業実施計画をはじめ成年後見制度利用促進基本計画や地方再犯防止推進計画を包含するなど、福祉政策全般の方向性を示すものとなっております。

第4期地域福祉計画の基本理念を「みんなで創る やすらぐ未来 いきいきと暮らせる四万十市」とし、市民や社会福祉関係の事業者、そして、社会福祉活動の担い手が相互に連携し、安心して暮らせる地域づくりを推進するとともに、地域住民が役割を持っていきいきと暮らせる四万十市を創造し、「四万十市版地域共生社会」の実現を目指して様々な取り組みを行ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました四万十市地域福祉計画運営協議会の皆様をはじめ、アンケート調査などで貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関係団体・事業者の皆様に、心から感謝申し上げます。今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

四万十市長

中平 正宏

四万十市社会福祉協議会会長 大林 郁男

第1章

計画策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の目的

① 地域における社会福祉を取り巻く課題

全国的に人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しています。地域で見守りや相談の受け止め役を担ってきた民生委員・児童委員や自治会役員等の確保においても、苦慮する地域が広がっています。

また、少子化・高齢化の進行、ライフスタイルの変化など、個人や世帯を取り巻く環境の変化に伴って、複雑化・複合化した課題を抱えていたり、地域社会の支え合いの機能が低下していたりと、既存の制度では対処が難しい課題が増えてきています。

② 地域共生に係る国の動向

このため、令和元年12月26日付け地域共生社会推進検討会最終とりまとめでは、地域共生の基盤を再構築し、発展させることが全国的な課題として位置づけられ、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が目指すべき方向性として示されました。

さらに、令和3年4月1日付けの社会福祉法の一部改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村においては、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を実施できることとなりました。

③ 第4期四万十市地域福祉計画策定の目的

本計画は、このような背景のもと、本市の課題や資源の状況等に応じ、行政、地域コミュニティ、企業やNPOなど多様な主体が連携して地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進に取り組むため、四万十市総合計画との整合性を保つとともに、各福祉分野の総括的な計画として策定するものです。

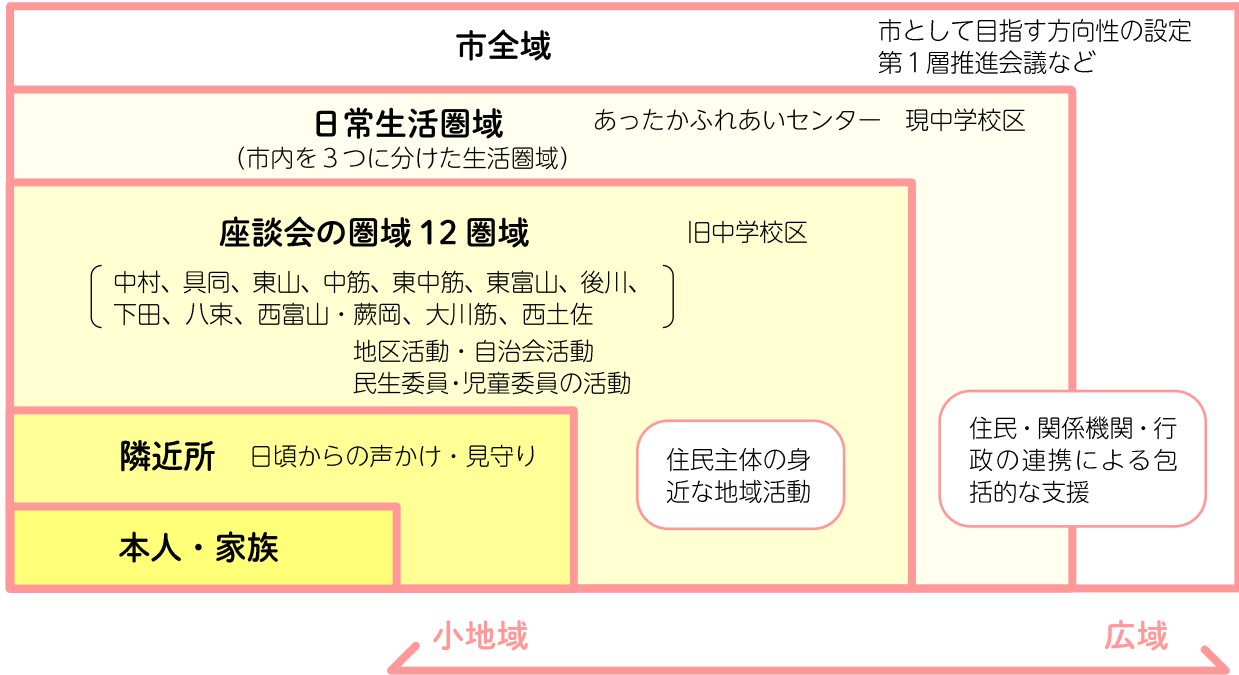
(2) 本計画における「地域福祉」の考え方

「地域福祉」とは、私たちが住んでいる「地域」の中において、誰もが安心していきいきと暮らし続けることができるよう、「助け合い」「支え合い」「ふれあい」といった考えのもと、地域生活における困りごとの解決に取り組み、より暮らしやすい地域社会をつくっていかうという考え方です。そして、地域福祉の推進は、地域づくりの担い手である住民が主役となり、それを支える関係団体・関係機関や行政と力を合わせ、支え合う地域づくりに向けた取り組みを継続していくことであると言えます。

(3) 本計画における「地域」の考え方

「地域」は、隣近所といった身近な範囲から、学校区、生活圏域など、地理的な状況や住民の関わり方によってその範囲は様々に捉えられます。本計画においても、「地域」を決まった区域として分けるものではなく、それぞれの範囲が重なり合いながら、それぞれの取り組みが最も効果を発揮する範囲を「地域」と位置付けるものとします。

図表1 地域の範囲と地域福祉活動の展開



2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく、地域福祉の推進に取り組むための総論的な計画として策定する計画です。

本市においては、平成22年3月に第1期四万十市地域福祉計画を策定しており、平成27年3月に第2期計画、令和2年3月に第3期計画が策定され、本計画はこれを引き継ぐ第4期計画となります。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

「第3期四万十市地域福祉計画」では、地域福祉の推進に向けて目指すべき方向と具体的な取り組みを整理し、計画の実効性を高めるため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

「第4期四万十市地域福祉計画」においても、引き続き一体的に策定するものとし、名称を「四万十市地域福祉計画」とします。

(3) 関連計画等との関係

① 上位計画

本計画は、「四万十市総合計画」を上位計画とします。「四万十市総合計画」における理念を福祉に関する施策の方向性を示す総論的な計画です。

「四万十市総合計画」の見直しに当たっては、見直された後も本計画が整合しているのか確認し、計画期間途中であっても必要に応じて本計画を見直すものとします。

② 個別計画との関係

本計画と整合性を図る個別計画は、次のとおりとします。

「四万十市健康増進計画・四万十市自殺対策計画」

「四万十市こども計画」

「四万十市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」

「四万十市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」

本計画は、個別計画に共通する理念とその具体化のための施策の方向を示す総論的な計画とします。

③ 包含計画

本計画が包含する計画は、次のとおりとします。

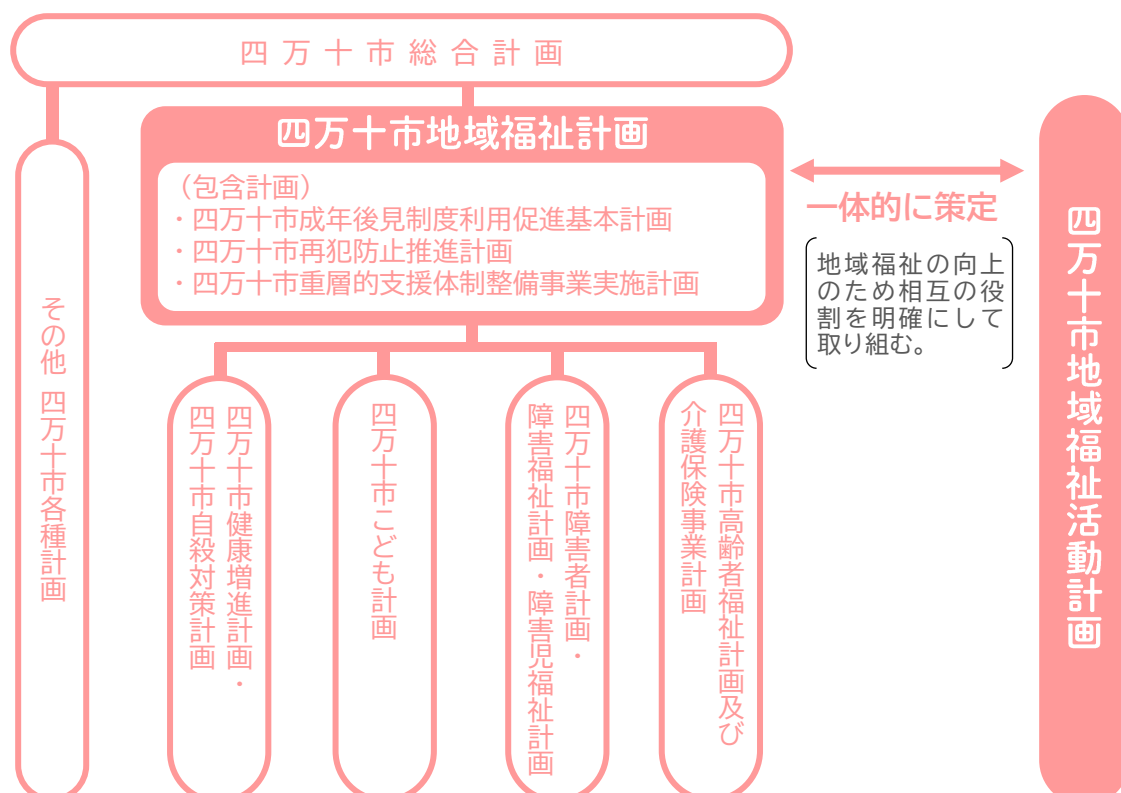
「四万十市成年後見制度利用促進基本計画」

「四万十市再犯防止推進計画」

「四万十市重層的支援体制整備事業実施計画」

本計画において包含する計画に関係する部分は、計画内容を具体化するための施策まで盛り込み、各計画への記載が求められている事項を盛り込むものとします。

図表1 地域福祉計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画とします。

計画期間においては、本計画の関連計画等と連携を図るとともに、必要に応じて見直しを図り、地域福祉を推進するものとします。

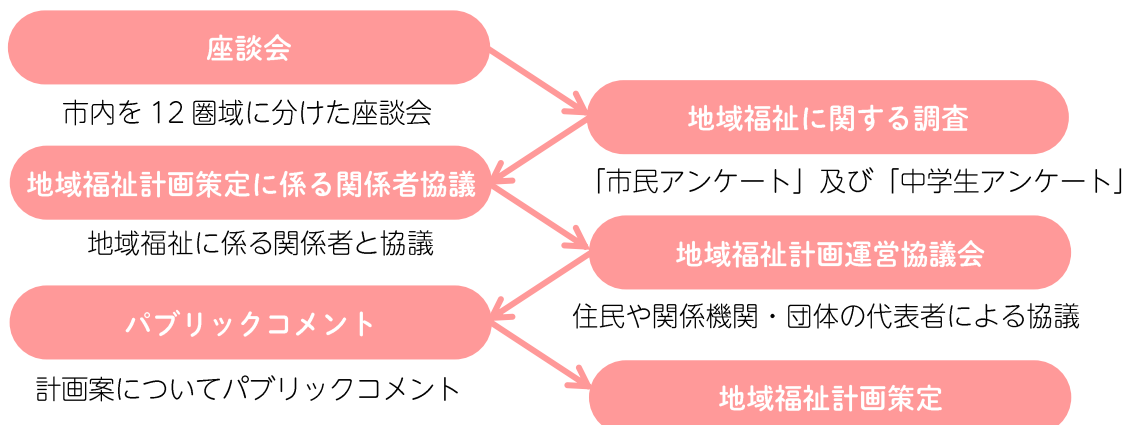
図表1 地域福祉計画の期間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総合計画	総合計画				
地域福祉計画	第4期地域福祉計画 (成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画・重層的支援体制整備事業実施計画)				
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画		高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画		
障害者計画	第4期障害者計画				第5期 障害者計画
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画		第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画		
こども計画	こども計画				
健康増進計画	第3期 健康増進計画	第4期健康増進計画(令和8年度から自殺対策計画を包含)			
自殺対策計画	自殺対策計画				

4 計画の策定方法

第4期地域福祉計画は、継続的に開催している座談会で集約した地域課題をはじめ、地域福祉に関する調査として実施した「市民アンケート」「中学生アンケート」をもとに計画案を作成し、また、広く意見を募るためのパブリックコメントを実施したうえで策定しました。

図表1 地域福祉計画の策定方法



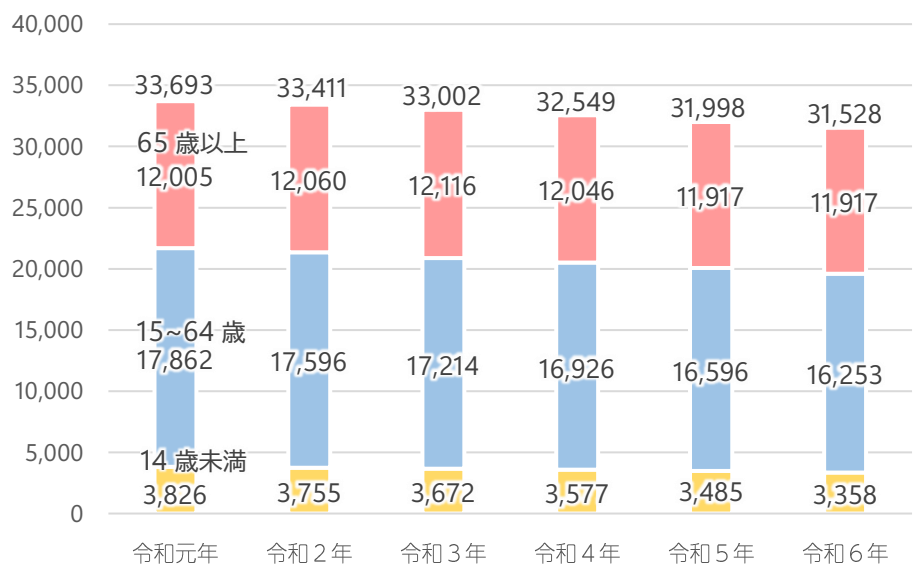
第2章

四万十市の現状と課題

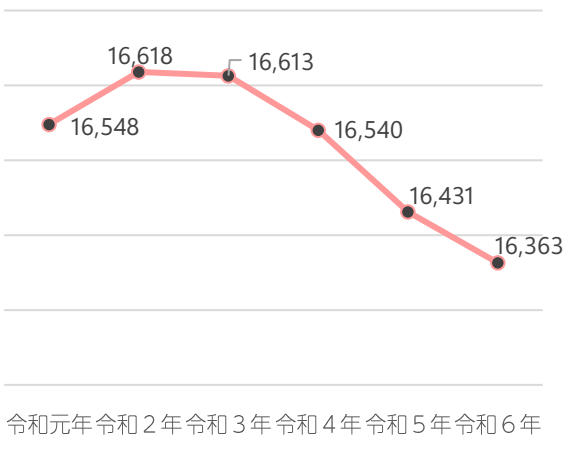
1 人口及び世帯の状況

総人口の推移をみると、令和元年の33,693人から令和6年には31,528人となっており、最近5年間で2,165人減少しています。世帯数は、令和2年まで増加傾向が続いており、令和元年の16,548世帯から令和2年には16,618世帯となっています。その後減少に転じて令和6年には16,363世帯となっており、最近5年間で185世帯減少しています。1世帯あたり世帯員数は減少傾向が続いており、高齢者世帯や単身世帯の増加、核家族化が要因として伺われます。年少人口の減少は継続しており、人口減少が長期的に継続することが予想されます。

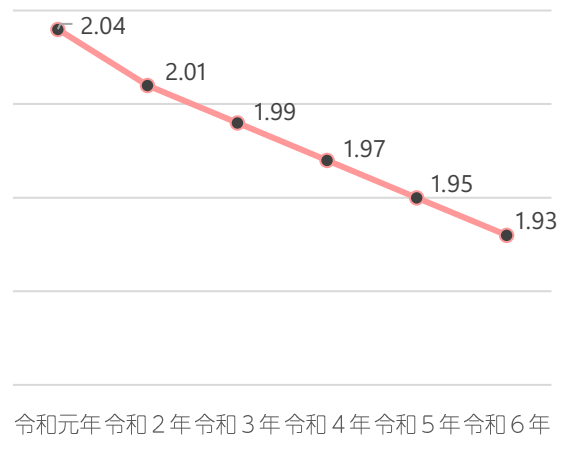
図表1 最近5か年の人口推移 (住民基本台帳の各年10月1日現在)



図表2 最近5か年の世帯数の推移 (住民基本台帳の各年10月1日現在)



図表3 最近5か年の1世帯あたりの世帯員数の推移 (住民基本台帳の各年10月1日現在)



2 高齢者の状況

令和6年10月1日時点の高齢化率は、37.8%と、令和元年10月1日の35.6%から上昇しています。高齢化率は今後も上昇傾向で推移すると見込まれており、令和22年には40%を超えるものと予想されています。

要支援・要介護認定者数は、令和3年の2,197人から減少傾向で推移し、令和6年には2,117人となっています。今後については、令和22年まで増加傾向で推移し、その後減少に転ずるものと予想されています。

図表1 要支援・要介護認定者の推移 (各年3月31日現在)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
要支援1	223	225	224	227	243	250
要支援2	254	244	234	233	234	252
要介護1	376	366	398	415	410	404
要介護2	448	444	421	378	377	352
要介護3	269	266	272	297	267	290
要介護4	305	297	341	344	322	310
要介護5	280	278	307	279	273	259
合計	2,155	2,120	2,197	2,173	2,126	2,117
65歳以上人口	11,985	12,018	12,092	12,077	11,952	11,865
認定者数						
第1号被保険者	2,129	2,094	2,173	2,148	2,097	2,081
第2号被保険者	26	26	24	25	29	36

※第1号被保険者：65歳以上の高齢者、第2号被保険者：40歳以上65歳未満の医療保険加入者

3 障害者等の状況

障害者手帳の所持者数は、身体障害が最も多く、人数は知的障害及び精神障害で増加傾向にあります。また、知的障害による療育手帳の取得は、特に18歳未満の児童で増加しています。

図表1 身体障害児者数 (令和6年3月31日現在)

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
人数	519	200	269	390	109	83	1,570

図表2 知的障害児者数 (令和6年3月31日現在)

程度	A1(最重度)	A2(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
人数	61	64	109	119	353

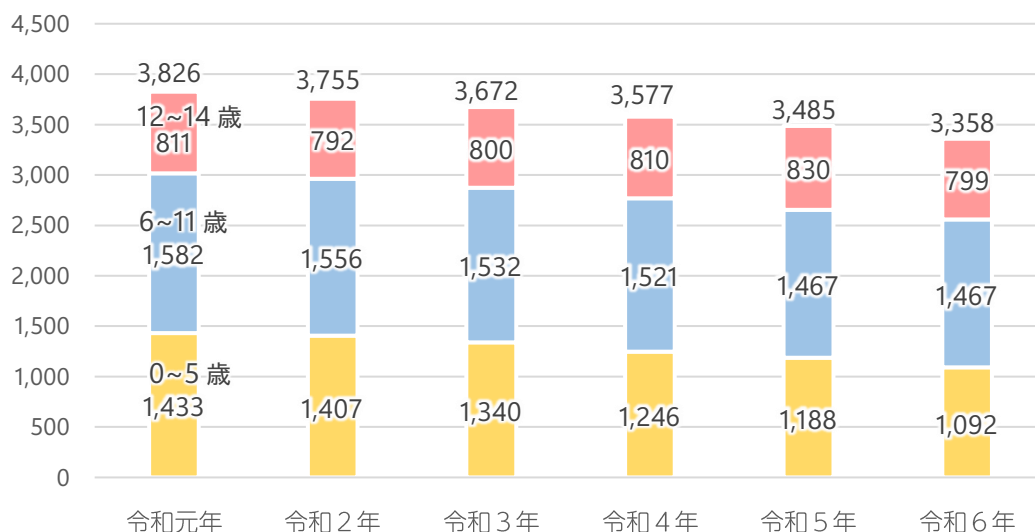
図表3 精神障害者数 (保健福祉手帳所持者数令和6年3月31日現在)

等級	1級	2級	3級	合計
人数	23	230	43	296

4 子ども・子育て世帯の状況

年少人口（0～14歳）は減少傾向にあり、特に0歳～5歳未満の減少率が高くなっています。本市においては少子化の加速がみられています。

図表1 最近5か年の年少人口推移（住民基本台帳の各年10月1日現在）



5 地区の状況

人口及び世帯の状況を地区別にみると、令和元年から令和6年の5年間は、すべての地区で人口減少がみられています。また、周辺地域を中心に人口減少が進行しているものの、市街地の中村地区においても減少しています。今後、このような地区で地域福祉の担い手確保の困難さが一層高まるものと予想されます。

図表1 地区別の人口及び世帯（住民基本台帳の各年10月1日現在）

		人口（単位：人）		世帯 単位（世帯）	
		令和元年	令和6年	令和元年	令和6年
市街地	中村地区	8,854	8,301	4,675	4,584
	東山地区	4,779	4,712	2,180	2,269
	具同地区	7,264	7,242	3,380	3,557
周辺区域	東中筋地区	1,119	1,048	516	539
	中筋地区	1,246	1,113	620	570
	八束地区	1,351	1,149	646	594
	下田地区	2,613	2,383	1,314	1,257
	蕨岡地区	950	804	478	434
	後川地区	1,488	1,326	737	697
	大川筋地区	603	501	316	299
	富山地区	749	616	370	330
	津大地区	1,297	1,119	671	627
江川崎地区	1,380	1,214	645	606	

第3章

基本理念と取り組みの方向性

1 基本理念

四万十市総合計画では、本市の将来像として「人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市 ～“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のあるまちづくり～」を掲げています。この中にある「やすらぎ」は、こどもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる、暮らしたいと思えるまちをつくっていくという意味が込められたものです。

本計画は、四万十市総合計画にある「やすらぎ」を市内各地に育み、大きく広げることを目指すものとし、基本理念を「みんなで創るやすらぐ未来、いきいきと暮らせる四万十市」とします。

人口減少や高齢化の進展に伴って地域福祉にかかわる様々な活動の継続が難しくなりつつある中、住民同士のつながりに加え、地域コミュニティ、事業者、NPO、行政など多様な主体が連携を高め合うことにより、地域福祉の再構築を目指します。

基本理念

みんなで創るやすらぐ未来、いきいきと暮らせる四万十市

2 基本方針

「みんなが楽しく交流する、こどもから高齢者まで元気で暮らしやすい四万十市」の実現を目指し、次の3つの基本方針に沿って施策を展開します。

(1) 支え合いの関係づくり

地域福祉の基盤である支え合いの関係を広げるため、潜在化している福祉課題を分かりやすく整理し、地域の中で課題解決に向けて協議を重ねていく支援をします。また、それぞれの地域で取り組まれている活動の仕組みをつくり、支え合いの関係がさらに発展するよう支援します。

(2) 暮らしを支える地域福祉の仕組みづくり

支援ニーズを抱えている当事者やその世帯に継続的な関わりを続けられる相談支援体制を構築します。住み慣れた地域で暮らし続けるため、必要な福祉サービス等を必要に応じて利用できる体制づくりを進めるとともに、権利や尊厳を守りその人らしい生活を送れる仕組みづくりを進めます。

(3) 地域福祉を支えるつながりづくり

人口減少や高齢化が進展する中で地域福祉の持続的な発展を推進するため、希薄化が進む地域のつながりの再構築を進めるとともに、地域コミュニティ、事業者、NPO、行政などの多様な主体が、福祉の分野や領域を超えて地域福祉の推進に参加し、お互いに連携する仕組みづくりを進めます。



3 計画の体系

計画の基本方針に沿って、四万十市の取り組みや現状・課題等から施策の方向性を次のように整理して取組目標とします。

基本方針	重点目標	取組目標
1 支え合いの関係づくり	1 福祉理念と福祉教育の推進	1 地域福祉の取り組みの交流促進 2 福祉教育の推進
	2 支え合い関係の強化	1 地域みんなが集える場所づくり・世代間交流の促進 2 ボランティアの充実 3 地域福祉の担い手確保
2 暮らしを支える地域福祉の仕組みづくり	1 権利擁護の推進	1 福祉サービスの利用支援 2 暮らしを支える移動の支援 3 権利を守る支援策の利用促進 (四万十市成年後見制度利用促進基本計画)
	2 多様な主体の参画促進	1 介護予防・健康づくりをきっかけとした地域活動の促進 2 多様な主体による地域福祉活動の推進
3 地域福祉を支えるつながりづくり	1 包括的な支援体制の整備	1 総合的な相談支援体制の構築 (四万十市重層的支援体制整備事業実施計画) 2 地域全体で支える子育て支援 3 共に生きる社会づくり 4 虐待やDVを防ぐ取り組み
	2 暮らしを守る防災・防犯の推進	1 災害時に備えた地域づくり 2 地域の防犯・再犯防止の推進 (四万十市再犯防止推進計画)



- 重点目標 1 福祉理念と福祉教育の推進 -

取組目標 1 地域福祉の取り組みの交流促進

● 現状と課題

第3期四万十市地域福祉計画の計画期間中における地域福祉の活動は、人口減少、高齢化等に加え、コロナ禍の影響を受けてきました。地域において活動を担っている組織の一つである健康福祉委員会は、活動の停滞や組織数の減少という形で表れています。

情報発信では、広報等を通じて地域福祉の具体的な活動を継続的に紹介してきました。しかし、情報の受け手である自治会役員や民生委員・児童委員等の活動の担い手には、十分届けることに難しさを抱えています。

しかし、このような地域福祉の活動を交流する取り組みは、それぞれの地域の活動の発展につながるものでもあります。情報発信の方法を見直しながら、他の地域の活動を学んだり、地域福祉への理解を深めたりすることができる機会を増やし、活発化に取り組む必要があります。


市民・地域の取り組み

- 市の広報やホームページなどを活用し、福祉に関する情報の受信に努めましょう。
- 福祉大会などのイベントに積極的に参加し、地域福祉に対する理解を深めましょう。
- 隣近所で困っている人がいないか意識し、その人に自分は何ができるかを考えましょう。
- 地域福祉の推進のために活動している人や団体は、自分たちがしている活動について積極的に発信していきましょう。


社会福祉協議会などの役割

- 社協だよりの発行や社協ホームページの更新を通じて、地域福祉に関する情報を継続して発信します。
- 「地域のいきいき活動」などの発行に取り組み、地域福祉への理解を深め、地域の支え合い活動の発展をサポートします。
- 地域福祉に関する情報発信について、SNS等様々な媒体を活用するとともに内容の見直しに取り組みます。
- 福祉的イベントの開催を通して、市民の地域福祉に対する理解を深めます。


市の役割

- 市の広報やホームページなどを活用し、分かりやすい表現で地域福祉に関する情報を発信します。
- 自治会役員や民生委員・児童委員等に向けた研修会を開催し、地域福祉の理解を深める周知・啓発を行うとともに、交流を通じた地域福祉の発展を推進します。

取組目標 2 福祉教育の推進

● 現状と課題

市立小・中学校では、生活科や総合的な学習の時間、道徳科、人権教育等の中で、福祉に関する学習を年間計画に位置づけ、高齢者体験、障害者スポーツ体験、手話講座などを授業の中に取り入れ、福祉に関係する学習を深めてきました。

地域においては、健康福祉委員会などの団体や事業所を対象に学習プログラムを提供しています。しかし、コロナ禍による地域福祉活動の減少の影響を受け、学習プログラムの提供は減少しています。また、障害者等の理解促進・普及啓発事業についても中断などの影響を受けています。

市民・地域の取り組み

- 児童・生徒が福祉に関心を持つきっかけとして、学校の総合的な学習の時間等を活用した福祉教育に真剣に取り組む、学んだことを実践しましょう。
- 福祉体験学習では、高齢者疑似体験等、高齢者の理解を深める取り組みや障害のある方の生活課題や生きづらさを考え、理解するための学習を行いましょう。
- 日常で目にする福祉に関するシンボルマークの意味を理解し、その場その場で自分にできることはないか考えましょう。
- 福祉体験学習後の高齢者や障害者との交流学习のマッチングを積極的に行いましょう。
- 事業者などにおいては、福祉をテーマとする社会教育の実施を進めていきましょう。

社会福祉協議会などの役割

- 学校の総合的な学習の時間等を活用して、福祉体験学習の実施に取り組めます。
- 福祉体験学習では、高齢者疑似体験やアイマスク体験、車椅子体験等の体験学習を行い、体験だけで終わることがないように事前・事後学習の機会を積極的に取り入れます。
- 福祉体験学習後の高齢者や障害者との交流学习のマッチングを積極的に行います。
- 大人になっても福祉教育に取り組めるよう、事業所などでの福祉教育の実施を推奨していきます。

市の役割

- 福祉活動の体験・学習を通じた幼少期からの福祉教育を推進します。また、学校においては、保護者や地域住民の参加を得ながら豊かな心を育む道徳教育や人権教育の充実を図ります。
- 障害への理解を深め、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進するため、理解促進研修・啓発に取り組むとともに、障害者の社会参加の役割を担う障害者支援センターや地域活動支援センターをはじめとする活動拠点の機能強化を図ります。

重点目標 2 支え合い関係の強化

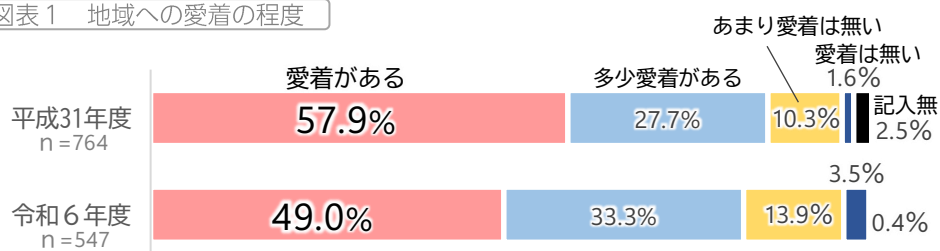
取組目標 1 地域みんなが集える場所づくり・世代間交流の促進

● 現状と課題

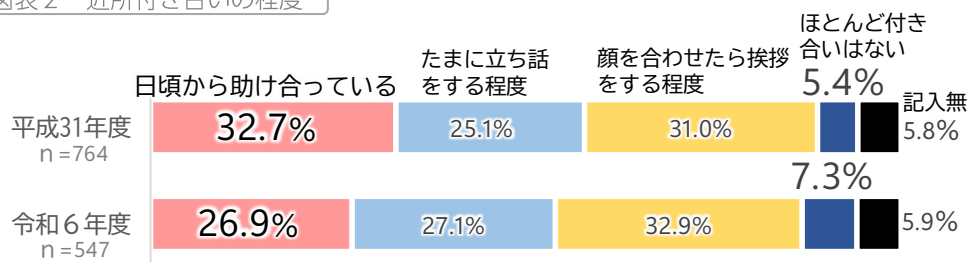
四万十市地域福祉計画の策定にあたり、市民アンケート調査を実施しました。「地域に愛着はありますか」の質問では、コロナ禍前の平成31年の調査で「ある」と回答したのは全体の57.9%でしたが、コロナ禍後の令和6年の調査では49.0%に減少しています。

また、「ご近所との付き合いはどの程度ですか」の質問では、「日ごろから助け合っている」は、32.7%から26.9%に減少しています。一方、「ほとんど付き合いはない」は、5.4%から7.3%に増加しています。

図表 1 地域への愛着の程度



図表 2 近所付き合いの程度



調査結果から伺えるコミュニティの希薄化とともに、人口減少の影響も受けて、健康福祉委員会や老人クラブの組織数の減少、地域福祉の担い手や活動への参加者の減少が起きています。

厳しい状況ではありますが、生活支援コーディネーターを中心に、それぞれの地域で継続的に座談会を実施してきました。座談会では、地域の課題を絞り込み、そこに暮らす住民自身に取り組める活動を協議しています。地域の中には、具体的な取り組みに至ったところも出てきています。

市民・地域の取り組み

- 年齢性別等関係なく、地域の誰もが集い、参加できる行事やイベントを積極的に実施（参加）しましょう。
- 集いや交流の場所づくりに向けた話し合いに積極的に参加しましょう。



社会福祉協議会などの役割

- 地域のイベントや行事などの広報・取材を行い、取り組みが広がるよう支援します。
- 高齢者はつらつデイサービス事業やまちなかサロン事業の実施を通じて、高齢者の社会参加と生きがいづくりの場を提供します。
- どのような集いの場が求められているのかのニーズの把握に努めます。
- 様々な団体とつながりを持ち、世代間交流が取り組まれるようサポートやマッチングを行います。
- 積極的に集いの場に出向き、活動に役立つ知識や情報を提供することにより、既存の活動の持続可能性を高めていきます。

市の役割

- 住民同士の声を掛け合える関係を基盤とする住民主体の支え合い活動を支援します。
- コロナ禍以降活動休止が続いている健康福祉委員会や老人クラブ等の支え合い活動の再開を支援し、地域福祉の発展を目指します。
- 地域における支え合い活動の充実を図るため、地域づくりに関する講演会等を実施し、住民主体で取り組みを発展できる基盤整備を推進します。
- 障害者やその家族の相互交流を目的とする団体の主体的な活動を支援します。

TOPIC はつらつデイサービス&まちなかサロン



はつらつデイサービス

高齢者の閉じこもり防止のため、また要支援・要介護状態の予防のために、送迎による通所の方法で利用できるデイサービスです。

📍 四万十市中村東町2丁目4-13
(多目的デイケアセンター一条の里1F)

☎ 0880-34-3636

まちなかサロン

「まちなかサロン」は、地域の皆様の自主的な介護予防、生きがいづくりを目的に、いつでも気軽に誰もが自由に入出りできる通いの場です。

📍 四万十市中村東町2丁目4-13
(多目的デイケアセンター一条の里2F)

☎ 0880-34-3636

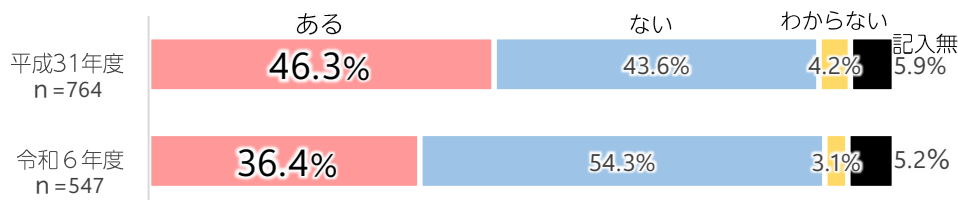


取組目標 2 ボランティアの充実

● 現状と課題

市民アンケートの「地域活動やボランティア活動、各種支援活動等に取り組んだことはありますか」の質問では、平成31年の調査で「ある」と回答したのは全体の46.3%でしたが、令和6年の調査では36.4%に減少しています。

図表1 ボランティア活動の経験の有無



ボランティアの充実に向けても厳しい状況が続いていますが、社会福祉協議会では、傾聴ボランティアの運営を中心に取り組んできました。傾聴ボランティアは、養成講座の受講からボランティア登録への流れが定着し、登録者の維持が図られています。一方、困りごとに対応する有償ボランティアでは、登録の増加につながっていません。

災害時ボランティアの受入れの備えでは、円滑化を目的として、市と社会福祉協議会との間で協定を締結しました。



市民・地域の取り組み

- 積極的にボランティア活動に参加しましょう。
- ゴミ拾いなど身近なことからはじめてみましょう。
- ボランティア団体は、活動をPRし、新規ボランティアを積極的に受け入れましょう。



社会福祉協議会などの役割

- 社会福祉協議会が運営する「ボランティアセンター」がボランティアをしてほしい人とボランティアをしたい人のマッチングを積極的に行います。
- ボランティア活動の情報提供を積極的に行います。
- ボランティア活動に関する相談窓口の充実を図ります。
- 社協だよりやホームページを活用して、ボランティア団体のPRをします。
- 各種ボランティア養成講座を開催し、人材発掘・活動支援に取り組めます。



市の役割

- 社会福祉協議会と連携してボランティアに関する情報発信や研修の充実を図ります。
- 地域住民がボランティア活動に参加できる機会を創出し、参加者の裾野拡大に向けた取り組みを推進します。
- 日常生活の中で負担を感じることなく参加できるボランティアの仕組みづくりを推進します。
- 障害者やその家族の相互交流を目的とする団体の主体的な活動を支援します。

取組目標3 地域福祉の担い手確保

● 現状と課題

地域の人口減少や高齢化の進展を背景として、自治会役員等や民生委員・児童委員を継続的に確保することが難しくなっています。このような中、座談会の実施を通じて地域福祉の活動に関わっている生活支援コーディネーターのように、社会福祉協議会などの機関・団体が新たな担い手として支援に加わる機会が見られています。

その一方、地域福祉の内容を検討、協議、決定していく主体は、地域に暮らしている住民自身であることは変わりありません。引き続き地域福祉を推進する担い手である自治会役員等や民生委員・児童委員の確保を図るため、様々な機関・団体から支援を得ることにより、自治会役員等や民生委員・児童委員の負担軽減に結びつけていく必要があります。

市民・地域の取り組み

- 自分の地域の民生委員・児童委員を知り、その役割や活動内容について理解を深めましょう。
- 地域の行事や自治会の活動等に積極的に参加しましょう。

社会福祉協議会などの役割

- ボランティア団体や民生委員児童委員協議会等の活動を支援します。
- 四万十市共同募金委員会（社会福祉協議会内）では、皆様から寄せられた赤い羽根共同募金を活用し、地域福祉活動を行う団体への助成を行います。

市の役割

- 地域福祉を支える「四万十市健康・福祉地域推進事業」「あったかふれあいセンター事業」などを通じて、地域における担い手確保を支援します。
- 民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会と連携し、支援体制の構築を図ります。
- 地域で行われる公益的な福祉活動について、周知・広報や活動への支援を行います。

TOPIC 民生委員・児童委員、主任児童委員



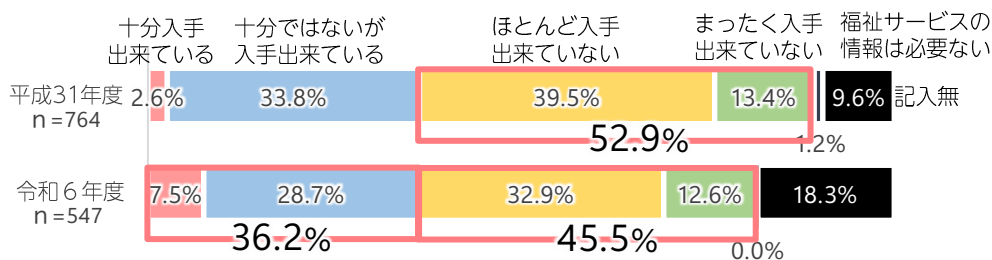
重点目標1 権利擁護の推進

取組目標1 福祉サービスの利用支援

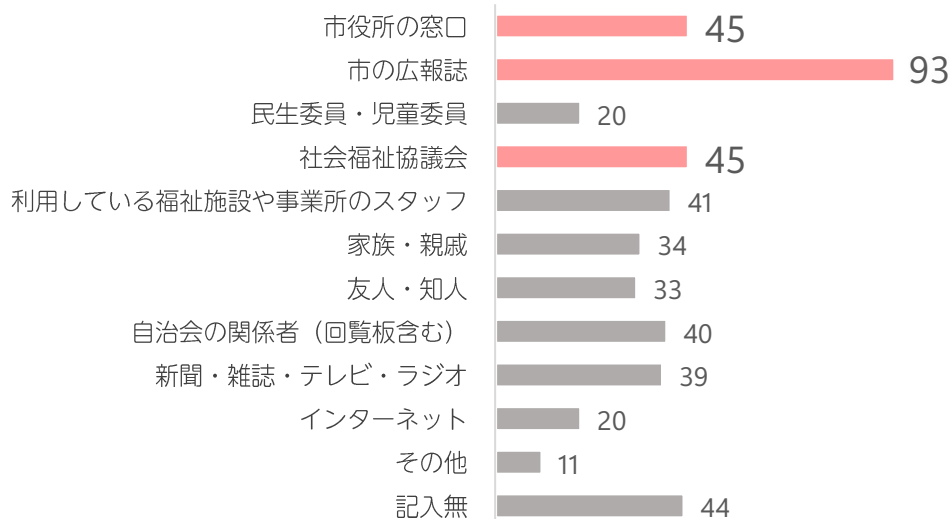
● 現状と課題

四万十市地域福祉計画の策定にあたり、市民アンケート調査を実施しました。「福祉サービスの情報をどの程度入手できているか」の質問では、「まったく入手できていない」「ほとんど入手できていない」の合計は、平成31年の52.9%から令和6年の45.5%に減少し、改善していましたが、「十分入手できている」「十分ではないが入手できている」の合計の36.2%を上回っていました。具体的な事例では、第3期計画に基づき、発達障害者に向けたパンフレットを設置しましたが、対象者に情報が十分届けられなかったと整理せざるを得なかった事例もありました。引き続き地域福祉の情報の分かりやすい発信に努めていく必要があります。

図表1 福祉サービスに関する情報の入手の程度



図表2 福祉サービス情報の入手元（※複数選択可）



市民・地域の取り組み

- 広報誌や機関誌に目を通し、直近の行政サービスや支援の情報を把握しましょう。
- 各種相談事に対する相談窓口を把握しておきましょう。
- 困っている方がいたら、自治会役員や民生委員・児童委員、市役所の相談窓口などにつなげましょう。

社会福祉協議会などの役割

- 自治会役員等や民生委員・児童委員と協力し、支援が必要な人の把握に努めます。状況に応じて訪問等を行い、生活課題に応じた福祉サービスの利用を支援します。
- 高齢者在宅生活ガイドブックなどの更新を通し、市民が適切に福祉サービスを利用できるよう支援します。
- 地域包括支援センターや福祉事務所、その他関係機関などと連携し、福祉サービスの利用につなげます。

市の役割

- 重層的支援体制整備事業によって関係機関との連携を高め、事例ごとの支援を行う中から地域課題を抽出し、これに対応する社会資源の確保を図ります。
- 地域での生活を支えるため福祉サービスの充実に努めるとともに、地域にある社会資源や福祉サービスを積極的に周知し、適切な利用につながる体制整備を推進します。
- 生活に困りごとや不安を抱えている生活困窮世帯に対し、どのような支援が必要か一緒に考える相談支援体制を維持します。また、このような世帯から孤立の発生を防止するため、地域におけるつながりづくりの再構築を進め、住民同士の交流を促進します。

TOPIC 高齢者在宅生活ガイドブック



掲載情報

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためのサービスに関する情報などを掲載しています。

ダウンロードはこちら

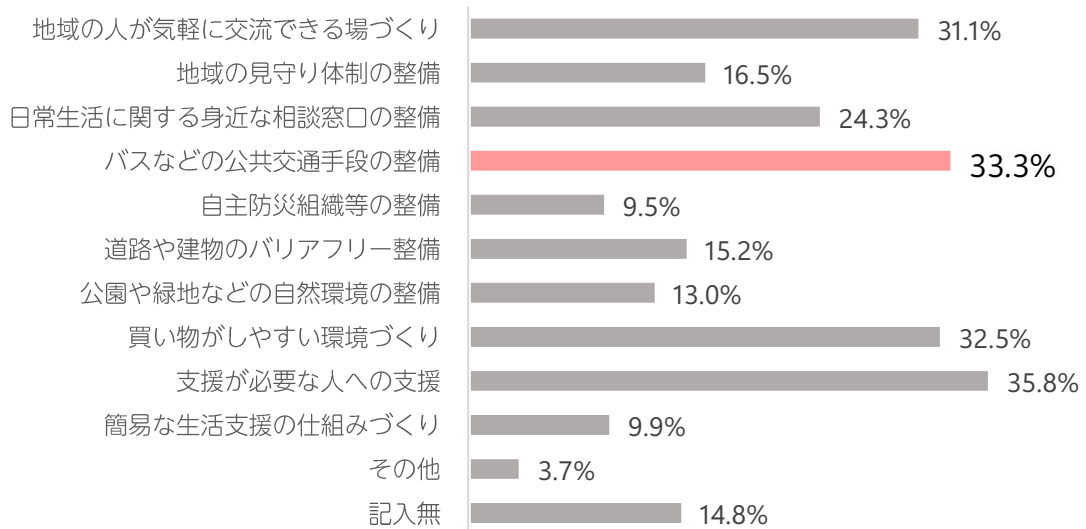


取組目標2 暮らしを支える移動の支援

● 現状と課題

市民アンケートの「地域での暮らしをより豊かにする施策」についての質問（※複数回答）では、平成31年に「公共交通手段の整備」を選択した方が32.1%で、選択肢のうち上位から3番目でした。令和6年では33.3%の方が選択し、上位から2番目でした。アンケートの結果から、豊かな地域生活には移動手段の確保が重要であることを示しています。

図表1 地域での暮らしをより豊かにする施策（※あてはまるもの3つまで選択可）



また、移動の支援の一つとして、障害者等の外出時にガイドヘルパーが付き添って支援する移動支援事業があります。訪問介護全般でヘルパーの確保が困難になりつつある中、移動支援事業を持続的に実施するための体制整備が必要となっています。

市民・地域の取り組み

- 高齢や障害のため生活の中で移動に困難を抱える方やその家族は、福祉・介護タクシーなど必要に応じて利用できる交通手段を知っておきましょう。
- 移動に困難を抱える方または地域などでは、デマンド交通などの移動手段、移動販売や宅配による買い物の方法についても、家族や支援してくれる方と一緒に考えてみましょう。
- 隣近所で、移動手段がなく買い物に困っている方がいたら、自分の買い物のついでに一声かけてあげましょう。

社会福祉協議会などの役割

- 移動支援に関わるニーズ調査を行い、必要な支援を関係機関と検討します。
- 移動手段や移動販売に関するタイムリーな情報を集約します。
- 移動困難者に対して、移動手段に関する情報提供を行います。

市の役割

- 地域ニーズを踏まえてデマンド交通の確保・維持を図ります。
- 福祉・介護タクシーなどについて、移動に困難を抱える高齢者や障害者等が活用しやすいよう、助成制度の継続と周知を図ります。
- 支援を必要とする住民の外出目的に応じて、様々な福祉サービスを組み合わせられる提供体制の整備を推進します。
- 公共交通機関等の各種割引制度や経済的支援の周知や利用促進を図ります。
- 高齢者在宅生活ガイドブックに市内で営業している移動販売サービスの情報の掲載を継続するとともに、他の周知方法について検討を進めます。

TOPIC デマンド交通（ふれ愛タクシー）

デマンド交通とは

バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する予約運行型の交通サービスです。

利用予約（利用登録）
予約・受付センター 0120-019-410
※八東線は四万十市タクシー組合 090-5276-1000

利用（行き）
電話で予約すると、近く（またはバス停）まで迎えに行き、希望の目的地まで送り届けます。

利用予約

利用（帰り）
商店や病院近くのバス停などに迎えに行き、自宅（付近）まで送り届けます。

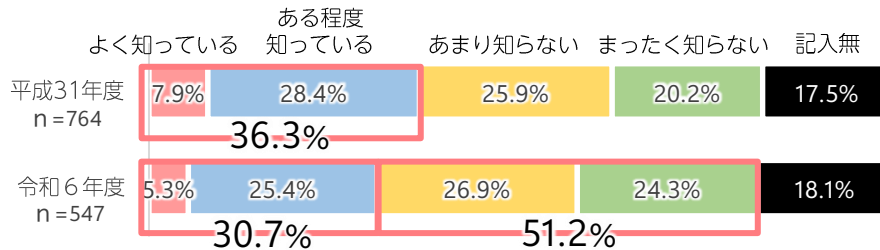
詳しい内容はこちら▶ 

取組目標 3 権利を守る支援策の利用促進（四万十市成年後見制度利用促進基本計画）

● 現状と課題

市民アンケートの「成年後見制度を知っていますか」の質問では、平成31年に36.3%の方から「よく知っている」「ある程度知っている」との回答がありました。令和6年では30.7%の方から同様の回答がありました。一方、51.2%の方が「あまり知らない」「まったく知らない」と回答しており、成年後見制度の情報が十分届いていないことが伺われます。

図表1 成年後見制度の認知度



市民・地域の取り組み

- 支援が必要になったとき、これからの生活が不安になったときは、遠慮せず相談窓口へ相談しましょう。
- 困っている人がいたら、自治会役員等や民生委員・児童委員、市役所や社会福祉協議会の相談窓口などにつなげましょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業を必要な時に利用できるよう、制度に対する理解を深めましょう。

社会福祉協議会などの役割

- 成年後見人等の受任や制度利用に対する相談支援を実施します。
- 認知症高齢者や障害者など判断能力が不十分な人が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用支援と合わせて金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、事業の周知を行い、利用の円滑化を図ります。

市の役割

- (1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ① 権利擁護や成年後見制度に関する知識や理解の普及啓発を行います。
 - ② 成年後見制度に関する相談窓口の周知を行います。
 - ③ 成年後見制度の利用に関する助成について、必要な対象者に情報が届くように、関係機関と連携して広報を実施します。
- (2) 分かりやすい相談窓口と支援体制の整備
成年後見制度利用の相談と促進、後見人等(親族後見人、市民後見人を含む)支援の機能を整備し、被後見人等を適切に支援できるよう協力体制の構築を行います。

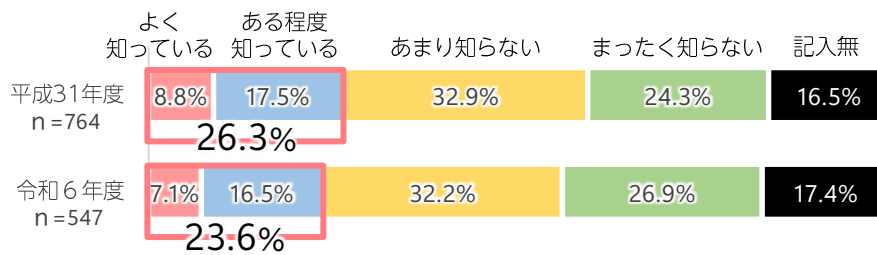
重点目標 2 多様な主体の参画促進

取組目標 1 介護予防・健康づくりをきっかけとした地域活動の促進

● 現状と課題

健康福祉委員会の組織数は、地域の人口減少や高齢化の影響を受けて減少傾向となっています。市民アンケートの「健康福祉委員会を知っていますか」の質問では、平成31年に26.3%の方から「よく知っている」「ある程度知っている」と回答がりましたが、令和6年には23.6%に減少しており、組織の減少や活動が難しかったコロナ禍期間の影響が伺われます。

図表1 健康福祉委員会の認知度



健康福祉委員会では、地域における介護予防や健康づくりを切り口にした地域福祉の活動が行われています。地域での暮らしをより豊かにする基盤である健康づくりを進めるため、健康福祉委員会活動の活発化に向けての取り組みが必要です。



市民・地域の取り組み

- 健康福祉委員会や老人クラブの活動など交流の場に参加しましょう。
- 高知家健康パスポート（アプリ）等を取得し、日頃から健康づくりを意識しましょう。
- 地域で行われる体操やウォーキングなどに参加し意識して体を動かしましょう。
- 健診を受けて、自分の健康状態と生活習慣を改善に向けて意識しましょう。



社会福祉協議会などの役割

- 生活支援コーディネーターを中心に、介護予防の重要性や地域づくりについて理解を広めていきます。
- 地域包括支援センターや保健師などと連携し、介護予防が必要な方を各種取り組みにつないでいきます。
- 住民主体の介護予防・健康づくりの場がさらに充実するよう、場づくり・担い手づくりを行います。
- 適切な介護予防の取り組みが行われるよう、職員を定期的に地区に派遣し、活動内容の支援を行います。



市の役割

- 平成 24 年度から開始した「四万十市健康・福祉地域推進事業」を継続し、①広報・啓発事業、②介護予防・健康推進事業、③支え合いの地域づくり事業の中から、地域の自主的な取り組みに対して支援を行っていきます。
- 孤立や虐待等を未然に防ぎ、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、スポーツ・文化活動を通じて、高齢者の外出機会をつくり、地域で高齢者を支えていく仕組みの充実・強化を図ります。

TOPIC 四万十市健康・福祉地域推進事業

●●地区健康福祉委員会

広報・啓発活動事業

地区健康福祉委員会の活動報告や活動予定の周知、特定健診やがん検診の受診促進等

介護予防・健康推進事業

集会所等で介護予防に係る運動やレクリエーションの実施、学習会等

支えあいの地域づくり事業

要支援者の把握と見守り、要支援者に対する生活支援

社会福祉協議会

四万十市

連携

連携

取組目標 2 多様な主体による地域福祉活動の推進

● 現状と課題

地域の人口減少や高齢化に伴って、自治会役員や民生委員・児童委員等のこれまで地域福祉を担ってきた人材の確保が難しくなっています。引き続き地域福祉の活動を維持し、地域の中に支え合いの関係を広げ、地域共生社会を実現するには、新たな地域福祉の担い手として、社会福祉協議会やあったかふれあいセンターのような機関・団体の参加が欠かせなくなっています。

本市では、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域課題の解決に取り組むとともに、市内3か所であったかふれあいセンター委託事業を行い、それぞれ特徴を活かした活動が行われています。



市民・地域の取り組み

- 地域福祉に関わる多様な主体が地域の中で果たしている役割について、発行される広報誌などに目を通し理解を深め、自分のできる活動から積極的に参加しましょう。
- あったかふれあいセンターが発行する広報誌に目を通し、活動内容を知りましょう。
- あったかふれあいセンターの活動に参加しましょう。
- 必要などときには、生活課題に応じてあったかふれあいセンターの支援を受けましょう。



社会福祉協議会などの役割

- あったかふれあいセンターと連携を図り、支援が必要な方の把握や支援を行います。
- 地域福祉に関わる多様な主体の活動と連携し、地域ぐるみの福祉活動を推進していきます。
- 四万十市社会福祉法人連絡会（四社連）の取り組みを充実させ、地域課題の解決に向けて公益的な取り組みを進めていきます。
- 生活支援等サービス体制整備推進会議（第1層・第2層）を定期的で開催し、多様な主体が連携して地域課題の解決に取り組んでいきます。

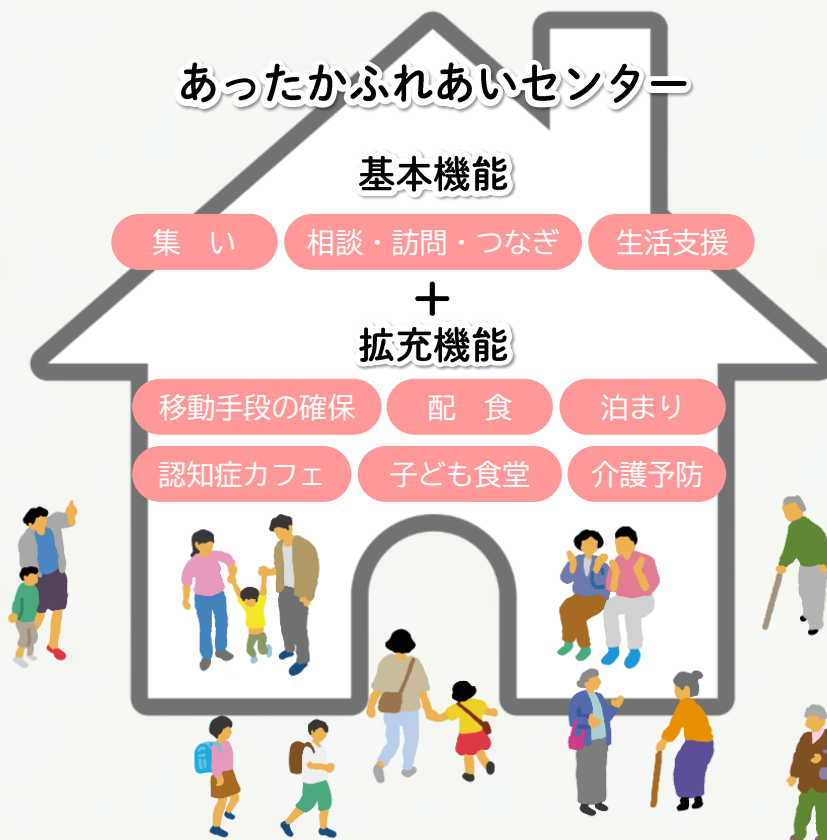


市の役割

- 地域住民に身近な支援機関として潜在的な地域課題の掘り起こしに取り組むあったかふれあいセンターの活動を支援します。
- 地域の福祉活動拠点として、あったかふれあいセンターが地域の生活課題に沿った活動を展開していけるよう、支援や連携を図ります。
- 地域福祉に取り組む関係機関の連携を構築し、質の向上に資する取り組みを行います。
- 社会福祉法人をはじめ、地域福祉に関わる多様な主体の役割が発揮されるよう、地域課題の解決に向けた公益的な取り組みを支援していきます。



TOPIC あったかふれあいセンター



あったかふれあいセンターは、高齢者から子どもまでの集いの場、ひきこもりがちな方や障害者等の居場所として設置され、安否確認のための訪問や簡単な生活支援などを地域のニーズに合わせて提供しています。四万十市では、3か所のあったかふれあいセンターが設置されています。

事業所名	住所（四万十市）	電話	開所日
愛・ハピネス	国見 802-2	0880-37-3057	月～金（土・日・祝休み） 8：30～17：00
アルメリア	駅前町 15-13	0880-34-8018	月・火・金・土・日（水・木・祝・ 月末日休み） 9：00～16：00
NPO いちいの郷	西土佐大宮 594-3	0880-53-2020	月～金（土・日・祝休み） 9：00～16：00



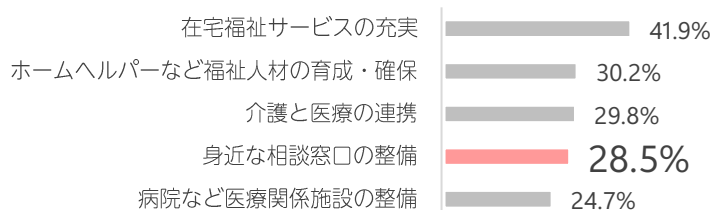
－ 重点目標1 包括的な支援体制の整備 －

取組目標1 総合的な相談支援体制の構築（四万十市重層的支援体制整備事業実施計画）

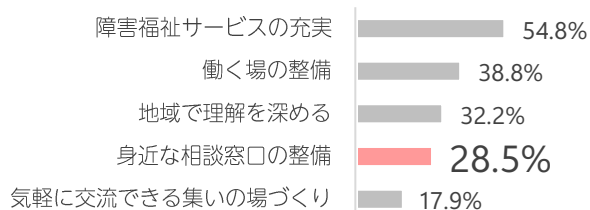
● 現状と課題

市民アンケートでは、福祉分野ごとに必要な施策について質問しました。「身近な相談窓口の整備」については、施策全体のうち第2位から第5位に位置しています。具体的な課題解決を目指す施策が上位にあります。一人ひとりの個別的なニーズや生活上の困難を受け止め、継続的に見守り対話するつながり続けることを目指す施策にもニーズがあることを確認できました。

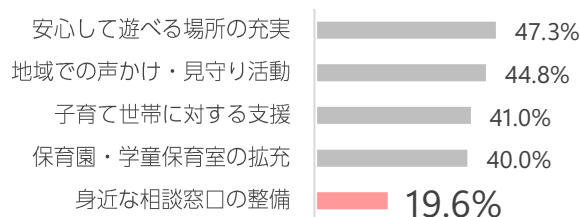
図表1 高齢者にとって住みやすい地域をつくるための施策（※上位5つ）



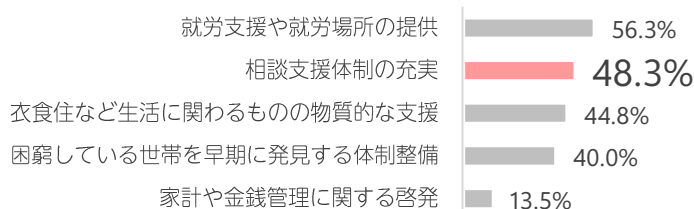
図表2 障害のある人にとって住みやすい地域をつくるための施策（※上位5つ）



図表3 子どもが健やかに育つための施策（※上位5つ）



図表4 生活に困窮している人が自立した生活を送るための施策（※上位5つ）



これまで、生活上の困難に遭遇すると、当事者の立場や困難の種類に応じて設置されている相談の場にアクセスする必要がありました。自ら相談の場までアクセスできる場合は、支援に結びつきやすくなっていましたが、相談の場までたどり着けなければ、必要な支援を受けられにくくなる傾向がみられています。



(1) 重層的支援体制整備事業にかかる提供体制に関する事項

少子化・高齢化の進行、ライフスタイルの変化など、個人や世帯を取り巻く環境の変化に対応し、このような変化の中で複雑化・複合化した課題を抱えている当事者や世帯を含む相談支援体制の充実を図るとともに、必要になったとき相談できる場所につながるができるよう更なる周知を図ります。また、地域住民や関係機関と連携を強化し、潜在化している支援を必要とする当事者やその家族の早期発見・早期対応を図ります。

これらの取り組みは、次の実施体制で行います。

① 包括的相談支援の実施体制

- ア 高 齢 四万十市地域包括支援センター
- イ 障 害 基幹相談支援センターゆくり
四万十市社会福祉協議会相談支援事業所
相談支援事業所ほしつなぎ
- ウ こども 地域子育て支援センターなかむら ぽっぽ
地域子育て支援センターにしとき ぴよっこ
子育て世代包括支援センター ベビはぐ
子ども家庭総合支援拠点
子育て支援課（子育てインフォメーション）
- エ 生活困窮 生活相談窓口しるべ

② 地域づくり事業の実施体制

- ア 高 齢 地域介護予防活動支援事業
生活支援体制整備事業
- イ 障 害 地域活動支援センターゆくり
- ウ こども 地域子育て支援センターなかむら ぽっぽ
地域子育て支援センターにしとき ぴよっこ
- エ 生活困窮 四万十市社会福祉協議会

③ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業の実施体制

- ア 多機関協働事業 四万十市社会福祉協議会
- イ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 基幹相談支援センターゆくり
- ウ 参加支援事業 生活相談窓口しるべ

事業区分	目標項目	評価指標		
		令和7年度	令和8年度	令和9年度
多機関協働事業	重層的支援会議回数	10回	10回	10回
	重層的支援プラン作成数	10件	15件	20件
	支援対象者終結数	1名	1名	1名
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	支援対象者実数	10名	15名	20名
	支援対象者継続率	3か月：80%以上	3か月：80%以上	3か月：80%以上
	支援対象者後続支援移行数	1名	1名	1名
参加支援事業	提供メニュー参加率	60%以上	60%以上	60%以上
	提供メニュー定着率	3か月：50%以上	3か月：50%以上	3か月：50%以上
	新たな居場所における定着率	3か月：50%以上	3か月：50%以上	3か月：50%以上

(2) 関係機関間の一体的な連携

- ① 関係機関間の情報連携
- ② 重層的支援会議の実施方法

重層的支援会議は、毎月1回定例会を開催します。

緊急に多機関協働の支援体制を必要とするときは、臨時会を開催します。

重層的支援会議の参加機関は、福祉事務所、高齢者支援課、健康推進課、子育て支援課、多機関協働事業等受託事業者及び包括的相談支援受託事業者をコアメンバーとし、協議するケースに応じて適当な機関の参加を求めます。

重層的支援会議は、重層的支援プランを協議のうえ決定します。支援開始後は、プランの進捗を確認し、必要に応じて関係機関との調整を行います。各福祉分野の支援に移行できるか検討し、多機関協働による支援終結を決定します。

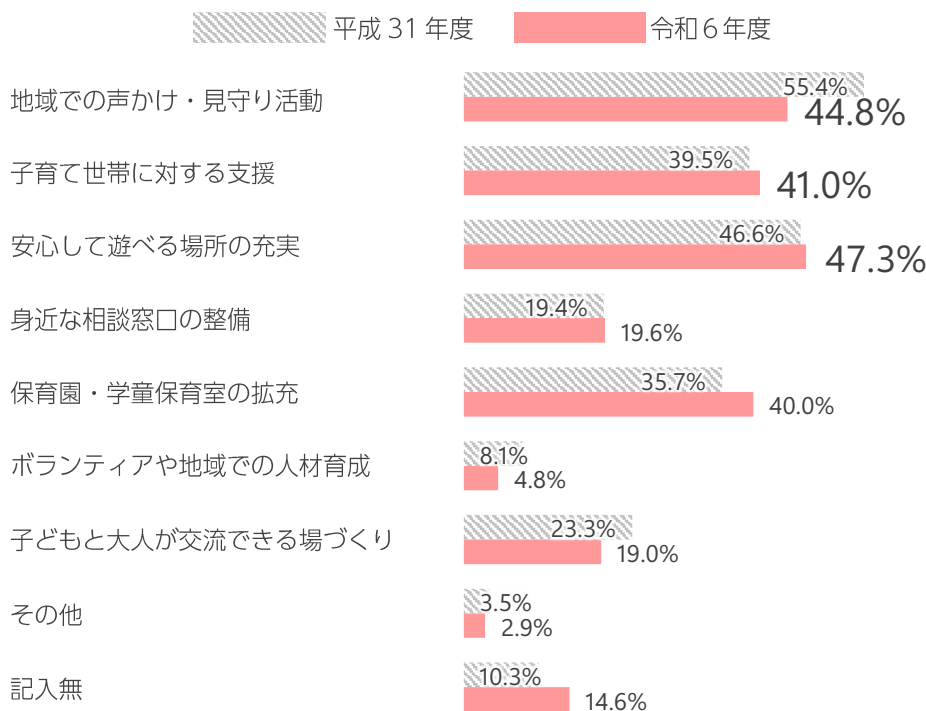


取組目標 2 地域全体で支える子育て支援

● 現状と課題

市民アンケートの「子どもが健やかに育つための施策」（※選択肢のうち3つまで選択可）の質問では、「安心して遊べる場所の充実」としたのが平成31年に46.6%、令和6年に47.3%へと増加、「子育て世帯に対する支援」としたのが平成31年に39.5%、令和6年に41.0%へと増加しました。一方、「地域での声かけ・見守り活動」としたのが平成31年に55.4%、令和6年に44.8%へと減少しています。

図表1 子どもが健やかに育つための施策



本市では、「子育て応援サイト・SNS・アプリ」を立ち上げ、子育てに関する情報を集約し、イベント情報等の発信を行ってきました。また、養育に支援を必要とする世帯には、家庭児童相談室を中心に相談支援を行っています。

相談事例が少ないものでは、支援者側の経験蓄積により質を向上することが難しく、円滑な支援とならない事例があります。

市民・地域の取り組み

- あいさつなど身近なことから交流を育み、地域でこどもの成長を見守りましょう。
- 孤立させないように、地域で声を掛けあいましょう。

社会福祉協議会などの役割

- 子育て協働の場づくりやこどもの居場所づくりについて検討を行います。
- 子ども食堂などと協力して、地域で子どもを見守る体制を構築します。

市の役割

- こどもや保護者等を対象としたニーズ調査の結果を踏まえ、すべてのこどもが家庭の状況にかかわらず、等しく質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進めます。
- 身近な場所で利用できる子育てサービスの充実に努め、子育て支援を行うサークルや子ども会などの自主活動組織のネットワーク化を支援し、地域全体での子育て支援の取り組みを推進します。
- 妊婦健康診査や乳幼児健診等を通じて子どもや保護者の健康確保に取り組み、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる体制づくりを推進します。
- 家庭・学校・地域・行政が連携しながら、教育環境の整備・充実に努めるとともに、子どもの安全な成長のため、交通安全や防犯等に配慮した生活環境の整備に取り組みます。
- 障害のあるこどもや、ひとり親家庭のこども等、さまざまな状況にあるすべてのこどもが等しく健やかに育つための支援を推進します。さらに、経済的困難を抱える家庭への支援を推進します。



TOPIC しまんと子育て応援アプリおやこっこ



主な機能

- 妊娠中～子育ての記録を保存（万一の母子健康手帳紛失にも備えた電子母子手帳機能）
- 複雑な予防接種のスケジュールを自動作成
- 子育てに関するイベント等の情報の配信 など

無料ダウンロードはこちら

Google Play



App Store



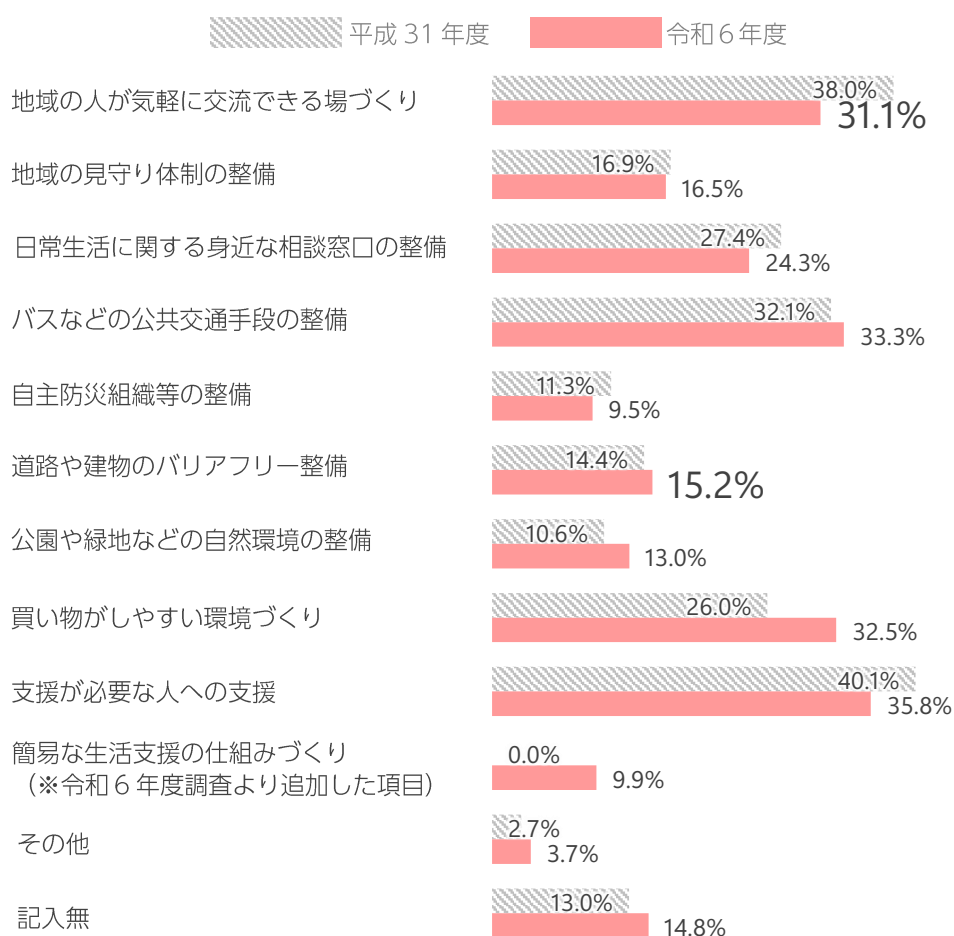
取組目標3 共に生きる社会づくり

● 現状と課題

市民アンケートの「地域での暮らしをより豊かにする施策」(※上位3つまで選択可)の質問で「地域の人が気軽に交流できる場づくり」を選択した方は、平成31年は38.0%で選択肢のうち2番目でした。令和6年は31.1%で4番目でした。減少傾向ではあるものの、支え合いの関係による地域共生社会が求められていることが伺われます。

また、同じ質問では、「道路や建物のバリアフリー整備」を選択した方が、平成31年の14.4%から令和6年の15.2%へと増加しています。バリアフリーの設備は、新たに整備される施設等を中心に普及していますが、早期に整備された施設等の中には、老朽化が進行しているものがあります。

図表1 地域での暮らしをより豊かにする施策



市民・地域の取り組み

- バリアフリーやユニバーサルデザインについて理解し、誰にとっても利用しやすい施設整備や情報開示について考えましょう。
- 点字ブロック上に障害物となるものを置かない、歩道にゴミを捨てないなど身近なバリアフリーからはじめてみましょう。
- 地域には年齢・性別・国籍・生活課題が違う多様な方が住んでいることを理解し、差別のない共に生きる社会づくりに取り組みましょう。

社会福祉協議会などの役割

- 視覚障害や視力低下などにより文字を読むことに困難が伴う方への情報提供手段として、朗読ボランティア「虹の会」が広報の音訳を行います。
- 学校の総合的な学習の時間等を活用した福祉体験学習の実施に取り組み、高齢者疑似体験やアイマスク体験、車椅子体験など高齢者や障害者理解を推進するための学習を行います。
- 認知症サポーター養成講座を地域で開催するなど、認知症への理解を広める活動を積極的に行います。

市の役割

- 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人への支援の輪を広げます。
- 相互に人格と個性を尊重し合いながら地域共生社会の実現に向け、障害者差別解消法等の関係法令に基づき、障害等への理解促進研修・啓発を実施するとともに合理的配慮の提供推進を図ります。
- 公共施設から積極的にバリアフリーやユニバーサルデザインの導入を推進するとともに、民間施設等においても、普及に向けてバリアフリー化の意義や大切さの理解促進を図ります。
- 住み慣れた自宅で安心して生活を送るため、身体機能の変化に応じた住宅改造を実施する支援を行うとともに、住宅改造を必要とする住民が支援を受けるため、引き続き広報・周知を行います。

TOPIC 認知症サポーター養成講座



認知症サポーターとは

認知症サポーターは、何か特別なことをする人ではありません。認知症を正しく理解し、もし身近に認知症の人がいたときにそっと見守る、そっと手助けをする方が地域にたくさんいることを目指して実施しています。

取組目標4 虐待やDVを防ぐ取り組み

● 現状と課題

本市では、虐待やDVを題材にした講演会や人権講座を開催し、予防に向けた啓発活動や相談窓口の周知について取り組んできました。

また、児童・高齢・障害の各相談窓口では、地域の関係機関や団体と連携する会議体を設け、リスクのある家庭を早期に発見し、相談窓口につなげるための体制を構築しています。

虐待やDVといった問題は、家庭内で秘匿される傾向にあり、その多くが様々な生活課題を抱えていることから表面化しづらく、周囲にいる人が、困り感を抱える当事者に早めに気づき、重篤化しないうちに必要な支援や窓口につなぐ関わりが特に重要です。

行政の相談窓口につながるケースはあくまでも全体の一部と言われており、引き続き、虐待やDVの基礎や相談窓口について広く周知し、当事者に関わる関係機関、団体との連携を深めながら、切れ目のない支援体制を地域全体で考えていくことが必要です。

市民・地域の取り組み

- 虐待を受けたと思われる児童、高齢者、障害者等を発見した場合には、必ず市や専門的な相談窓口へ報告しましょう（関連する各法律において、虐待を受けたと思われる者を発見した場合、報告しなければならないことが国民の義務とされています）。
- 児童虐待かもと思ったときの全国共通の電話番号として、児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）を覚えておきましょう。※電話をかけると近くの児童相談所につながります。通話は無料で、報告は匿名で行うこともできます。
- 当事者や家族等は、一人で問題を抱え込まず、市やその他専門的な窓口へ相談しましょう。

社会福祉協議会などの役割

- 高齢者や障害者への関わりの中で、虐待の早期発見や防止につながるよう関係機関との情報共有と連携に努めます。

市の役割

- 児童・高齢者・障害者への虐待やDVに関して、早期発見や防止につなげるための意識啓発と相談窓口の周知を行います。
- 「要保護児童対策地域協議会」において、関係機関の連携を図り、要保護児童等に対する情報や考え方、支援方針を共有し、適切な連携のもと対応していきます。また、「こども家庭センター」を整備し、要支援児童や要保護児童及びその家庭、特定妊婦等への総合的な支援体制の整備を進めます。
- 相談者のプライバシーに配慮しながら、DV被害者や被害者家族等に対する相談や支援の充実を図ります。
- 虐待防止に対する意識向上を図るため、多様な媒体で周知・啓発を行います。
- 支援者のストレスケアを含む虐待防止研修を行います。



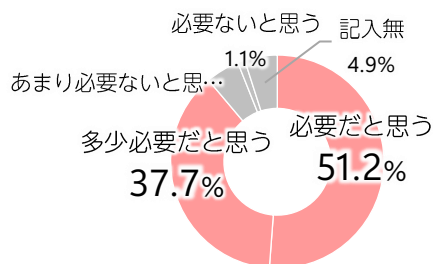
重点目標2 暮らしを守る防災・防犯の推進

取組目標1 災害時に備えた地域づくり

● 現状と課題

市民アンケートでは、「ご近所との付き合いの必要性」について質問したところ、88.9%の方から「必要だと思う」または「多少必要だと思う」と回答がありました。このうち94.3%の方は、災害が発生したときにご近所との付き合いを必要と感じると回答がありました。

図表1 ご近所付き合いの必要性



図表2 ご近所付き合いが必要な理由

ご近所付き合いが「必要だと思う」「多少必要だと思う」と答えた方が対象

上位3つ

	災害が発生したとき	457件
	家を留守にするとき	204件
	地域の活動に参加したいとき	199件

多くの方が災害時に備えるため、ご近所との付き合いを必要と感じているものの、第3期計画中はコロナ禍の影響を受け、地域や福祉避難所での避難訓練等の活動は制約を受けてきました。

市民・地域の取り組み

- 各家庭が1週間分を目安として、防災グッズ、備蓄品、避難グッズを準備しましょう。
- 発災時の連絡手段や避難経路を家族で確認し、災害時の避難行動について家族で共有しておきましょう。
- 避難所の運営方法について地区内で話し合う機会をもちましょう。
- 地域で防災訓練に取り組みましょう。
- 災害時に支援が必要となる近隣の高齢者や障害者等の状況を把握しましょう。

社会福祉協議会などの役割

- 災害ボランティアセンターの速やかな設置・運営に向けて、運営体制づくりに努めます。
- 自助と共助の力を高めるため、各種の防災教育を取り入れます。
- 自治会役員や民生委員・児童委員、市と協力して避難行動要支援者台帳の有効な活用を推進します。

市の役割

- 地域防災力を高めるため、定期的な防災学習や防災訓練を推進します。
- 防災学習や防災訓練への参加者増加を図るため、多様な媒体を活用して周知を行います。
- 避難行動要支援者台帳の活用方法等の理解を深めるため、継続して説明の場を設け、共助の必要性を啓発します。
- 関係機関との調整を行い、福祉避難所の指定や訓練を推進します。



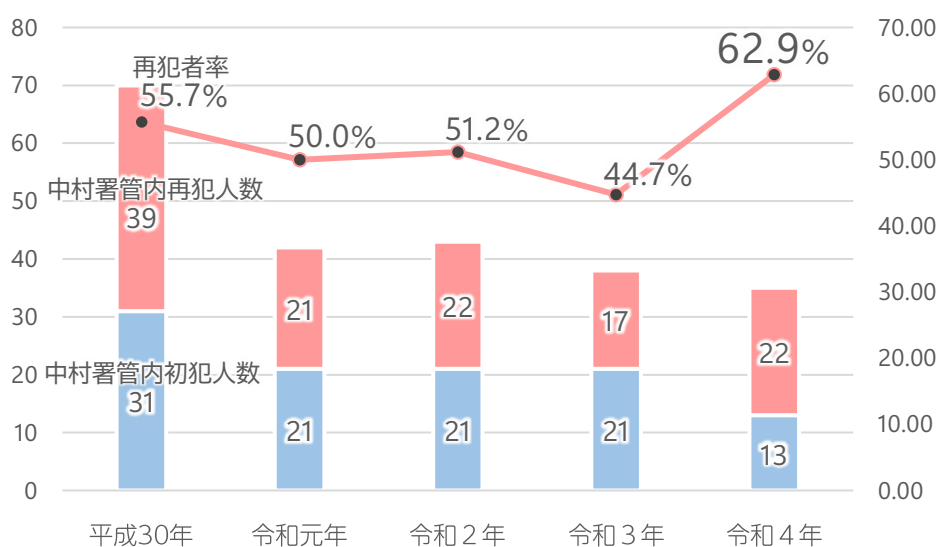
取組目標 2 地域の防犯・再犯防止の推進（四万十市再犯防止推進計画）

● 現状と課題

高知県内における平成30年から令和4年までの検挙人員は、概ね横ばいで推移しています。初犯人数と再犯人数も概ね横ばいであったことから、再犯者率は50%から55%の間で推移しています。

一方、中村署管内の検挙人員は減少傾向で推移しています。初犯人員及び再犯人員とも減少傾向ですが、令和4年には初犯人員の減少が大きく、再犯人数は逆に増加したことから、再犯者率が62.9%に上昇しています。

図表1 中村署管内刑法犯人員及び再犯者率の推移



法務省矯正局提供データを基に高知県四万十市作成

本市では、防犯・再犯防止を推進する取り組みとして、令和2年度から令和5年度までに防犯灯を41灯、防犯カメラを3箇所6台設置しました。各広報ツールを活用した注意喚起、高齢者訪問、防犯講習会の開催などにも取り組んでいます。

特に再犯防止の推進では、犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりを一層推進するため、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第2項の規定において、地域の状況に応じた再犯防止施策を講じることが地方公共団体の責務とされたことを踏まえ、地方再犯防止推進計画の策定が求められています。

市民・地域の取り組み

- 研修や啓発活動に参加し、理解を深めましょう。
- 不審な人物を見かけたときには、自分の身の安全を確保し、すぐに警察に通報しましょう。
- 子どもや高齢者などをターゲットにした犯罪を防ぐため、地域で見守りや声掛けを行いましょう。
- 消費者被害や特殊詐欺に遭わないように、警察や消費生活センターなどからの情報に注意するよう心掛けましょう。



社会福祉協議会などの役割

- 健康福祉委員会や老人クラブ活動への支援を通し、消費者被害や特殊詐欺に遭わないために啓発活動等を行います。
- 地域の見守り体制の構築を支援します。

市の役割

- 防犯灯や防犯カメラ(子ども見守りカメラ)設置により地域環境の整備を進めるとともに、中村地区地域安全協会と連携して、不審者情報の収集や注意喚起の他、高齢者等を対象として詐欺被害に遭わないための啓発活動等を行うことにより、犯罪や非行を未然防止する取り組みを進めます。
- 犯罪や非行をした人の再犯を防止するため、相談を受けられる体制整備を進めるとともに、地域、学校、福祉関係者、事業者等といった複数の関係機関が協力して支援を行う包括的支援体制の整備を進めます。
- 犯罪や非行をした人の相談支援を通じてそれぞれの課題を把握し、必要に応じて就労支援や福祉サービスにつながる支援を行います。
- 「社会を明るくする運動」に取り組み、犯罪や非行をした人が、再び過ちを犯さないように取り組んでいる保護司会等の活動や再犯防止を呼び掛ける広報・啓発活動を行います。
- 高松矯正管区、高知刑務所、高知保護観察所等において実施する研修等に参加し、関係機関との連携強化を図ります。
- 保護司の更生保護活動の拠点となる更生保護サポートセンターの運営等を支援するとともに、中山間地域や夜間休日の保護司の面接場所として、公共施設の利用について協力します。
- 地域の更生保護女性会の活動への支援や協力を図ります。

